

平成26年11月11日  
市民文化スポーツ局スポーツ振興課

## 指定管理者候補の選定結果について

下記のとおり、指定管理者の「候補」が選定されました。指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があり、26年12月議会の議決を経た後に正式に指定することとなります。

### 1 指定概要

#### (1) 施設概要

名称：北九州市立門司体育館等27スポーツ施設

所在地：別添資料のとおり

施設内容：①施設概要 別添資料のとおり

②事業内容 スポーツの普及及び振興を図り、市民の心身の健全な発達及び明るく豊かな市民生活の形成に資する。

#### (2) 指定期間

平成27年4月1日～平成32年3月31日

#### (3) 指定管理者候補の概要

名称：コナミスポーツ&ライフ日本管財共同事業体

所在地：東京都品川区東品川四丁目10番1号

主な業務内容：スポーツクラブの開発・運営、市区町村・民間企業の各種スポーツの運営受託、各種スポーツイベントの企画・運営、建物総合管理等

### 2 指定の経緯

平成26年8月13日～8月22日 募集要項配布

平成26年10月10日 募集締め切り

平成26年10月28日 指定管理者検討会の開催

平成26年11月 指定管理者候補を決定

#### (1) 応募資格

ア 法人、その他の団体であること。(個人による応募は不可)

イ 本社、本店又は主たる営業所、事務所等を、事故など緊急な対処を要する事態が発生した場合に迅速に対応できる場所に有するもの。

ウ 募集説明会に参加していること。(共同事業体で応募する際は、代表団体が募集説明会に参加していること。)

エ スポーツ施設の管理運営及びスポーツ振興に関するノウハウや能力を有すること。

## (2) 応募状況

説明会参加：20団体

応募件数：3団体（官公需適格組合西日本ビルメンテナンス協同組合・シンコースポーツ共同事業体、北九州市東部地区スポーツ施設活性化共同事業体、コナミスポーツ&ライフ日本管財共同事業体）

## 3 選定方法

指定管理者の選定に当たっては、学識経験者や専門家等による指定管理者検討会を開催し、応募者から提出された事業計画書等について検討しました。市は、検討会の検討結果を参考に指定管理者候補を決定しました。

## 4 検討会構成員

- ・ [市民代表] 奥永智絵（西日本リビング新聞社リビング北九州編集グループ 副主事 編集長）
- ・ [財務専門家] 寺崎政勝（寺崎政勝税理士事務所 所長）
- ・ [学識経験者] 南博（公立大学法人北九州市立大学都市政策研究所准教授）
- ・ [スポーツクラブ経営・育成] 内田満（NPO法人スポーツウェイヴ 理事長）
- ・ [企業経営有識者] 河邊政恵（株式会社リバー不動産 代表取締役社長）

## 5 選定基準（例）等

選定基準（＝審査項目）及びポイント	
1	指定管理者としての適性
	(1) 施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針
	① 応募団体が、市の当該分野における基本的な政策や計画、あるいは施設の設置目的や性格等を十分に理解した上で、それらに適合した管理運営（指定管理業務）に対する理念や基本方針を持っているか。
	(2) 安定的な人的基盤や財政基盤
	① 長期間安定的な管理運営（指定管理業務）を行っていただくだけの人的基盤や財政基盤等を有しており、又は確保できる見込みがあるか。
	(3) 実績や経験など
	① 応募団体が同様、類似の業務の実績を有しており、成果を上げているか。
	② 応募団体が施設の管理運営（指定管理業務）に関する専門的知識や資格、経験を十分に有しており、熱意や意欲を持っているか。
	③ 複数の団体が共同して一つの応募団体となっている場合、それぞれの責任分担等が明確になっているか。
2	管理運営計画の適確性
	【有効性】

**(1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み**

- ① 施設の管理運営（指定管理業務）に係る事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮し、施設の設置目的に沿った成果が得られるものであるか。
- ② 利用促進を目的としている施設の場合、施設の利用者の増加や利便性を高めるための実施可能な提案があるか。
- ③ 複数の施設を一括して管理する場合、施設間の有機的な連携が図られる提案があるか。
- ④ 施設の設置目的に応じた営業・広報活動に関する効果的な提案があるか。

**(2) 利用者の満足度**

- ① 利用者の満足が得られるよう十分に考えられているか。
- ② 利用者の意見を把握し、それらを反映させる仕組みを構築しているか。
- ③ 利用者からの苦情に対する対策が十分に考えられているか。
- ④ 利用者への情報提供が図られるよう十分に考えられているか。
- ⑤ その他サービスの質を維持・向上するための具体的な提案がなされているか。

**【効率性】**

**(3) 指定管理料及び収入**

- ① 指定管理業務に係る費用（指定管理料）が最小限に抑えられているか。
- ② 収入が最大限確保される提案であるか。

**(4) 収支計画の妥当性及び実現可能性**

- ① 収支計画が妥当かつ、実現可能な提案であるか。
- ② 経費の配分は適切であるか。
- ③ 積算根拠は明確であるか。
- ④ 再委託が適切な水準で行われているか。

**【適正性】**

**(5) 管理運営体制など**

- ① 施設の管理責任者、管理体制が明確に示されているか。
- ② 施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員の配置が合理的であるか。
- ③ 施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員が必要な資格、経験などを有しているか。
- ④ 職員の資質・能力向上を図るよう考えられているか。
- ⑤ 地域の住民や関係団体等との連携や協働による事業展開が図られるものであるか。

**(6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など**

- ① 施設の利用者の個人情報を守るための対策が十分に考えられているか。
- ② 利用者を限定しない施設の場合、利用者が平等に利用できるよう配慮されているか。
- ③ 利用者が限定される施設の場合、利用者の選定が公平で適切に行われるよう配慮されているか。
- ④ 日常の事故防止などの安全対策や事故発生時の対応などが十分に考えられているか。
- ⑤ 防犯、防災対策や非常災害時の危機管理体制などが十分考えられているか。

【評価レベル】

評価レベル	乗率	評価レベルの考え方
5	100%	特に優れている（市の要求水準を大幅に上回っている、高度な能力を有している）
4	80%	優れている（市の要求水準を上回っている、十分な能力を有している）
3	60%	普通（市の要求水準を満たしている、一応の能力を有している）
2	40%	多少不十分である（市の要求水準を下回っている、多少能力が乏しい）
1	20%	不十分である（市の要求水準を大幅に下回っている、能力が乏しい）
0	0%	劣っている（能力がほとんどなく、任せることに不安がある）

6 審査結果

(1) 評価レベル及び得点

団体名	選定基準（=審査項目） 及びポイント	配点	評価レベル					平均	審査結果	得点
			構成員							
			A	B	C	D	E			
官公需 適格組 合西日 本ビル メンテ ナンス 協同組 合・シ ンコー スポー ツ共同 事業体	1 指定管理者としての適性									
	(1) 施設の管理運営に対する 理念、基本方針	5	4	4	3	3	3	3.4	3	3
	(2) 安定的な人的基盤や財政 基盤	5	4	4	3	3	3	3.4	3	3
	(3) 実績や経験など	5	4	3	3	4	3	3.4	3	3
	2 管理運営計画の適確性									
	【有効性】									
	(1) 施設の設置目的の達成 に向けた取組み	30	3	4	3	3	3	3.2	3	18
	(2) 利用者の満足度	10	3	4	3	3	4	3.4	3	6
	【効率性】									
	(3) 指定管理料及び収入	15	3	4	3	4	3	3.4	3	9
	(4) 収支計画の妥当性及び 実現可能性	10	3	3	3	4	3	3.2	3	6
	【適正性】									
	(5) 管理運営体制など	10	4	4	3	4	3	3.6	4	8
	(6) 平等利用、安全対策、危 機管理体制など	10	4	4	3	3	3	3.4	3	6
合計	100	67	77	60	68	62	—		62	
地元団体に対する優遇措置（3点）									65	
北九州 市東部 地区ス	1 指定管理者としての適性									
	(1) 施設の管理運営に対する 理念、基本方針	5	3	4	4	3	3	3.4	3	3
	(2) 安定的な人的基盤や財政 基盤	5	3	4	3	3	3	3.2	3	3

ポーツ 施設活 性化共 同事業 体	(3) 実績や経験など	5	4	3	3	4	4	3.6	4	4
	2 管理運営計画の適確性									
	【有効性】									
	(1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み	30	3	3	4	4	4	3.6	4	24
	(2) 利用者の満足度	10	3	4	4	3	4	3.6	4	8
	【効率性】									
	(3) 指定管理料及び収入	15	3	3	3	3	3	3	3	9
	(4) 収支計画の妥当性及び実現可能性	10	3	3	3	3	3	3	3	6
	【適正性】									
	(5) 管理運営体制など	10	3	4	3	3	4	3.4	3	6
	(6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など	10	4	3	3	3	3	3.2	3	6
	合 計	100	63	66	69	67	71	—		69
	地元団体に対する優遇措置（3点）									72
コナミ スポー ツ&ラ イフ日 本管財 共同事 業体	1 指定管理者としての適性									
	(1) 施設の管理運営に対する理念、基本方針	5	3	4	4	4	3	3.6	4	4
	(2) 安定的な人的基盤や財政基盤	5	5	4	3	4	4	4	4	4
	(3) 実績や経験など	5	5	4	4	4	4	4.2	4	4
	2 管理運営計画の適確性									
	【有効性】									
	(1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み	30	4	4	3	4	4	3.8	4	24
	(2) 利用者の満足度	10	3	4	3	4	4	3.6	4	8
	【効率性】									
	(3) 指定管理料及び収入	15	3	4	3	4	3	3.4	3	9
	(4) 収支計画の妥当性及び実現可能性	10	3	4	3	4	3	3.4	3	6
	【適正性】									
	(5) 管理運営体制など	10	4	4	4	4	4	4	4	8
(6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など	10	4	4	3	4	4	3.8	4	8	
合 計	100	74	80	64	80	74	—		75	
優秀指定管理者に対する優遇措置（3点）									—	
地元団体に対する優遇措置（3点）									—	

※「平均」欄は小数点第1位まで記入。小数点第2位以下は切捨て

## (2) 検討会における主な意見

### ア 官公需適格組合西日本ビルメンテナンス協同組合・シンコースポーツ共同事業体

- ・指定管理者としての適性については、市の政策をよく調べ、意欲は高いと感じたが、官公需組合内体制の明確化に懸念があり、選ばれた際の責任の所在、運営のあり方がよく伝わってこなかった。
- ・有効性（施設設置目的の達成）については、提案内容は一般的なものであり、新規事業もあるが、やや具体性に欠ける。北九州の地域特性に基づいた踏み込みのある提案が欲しかった。
- ・効率性（指定管理料及び収入）については市の要求水準を満たしているが、協同組合内での収支の配分について、より具体性が求められる。
- ・適正性（管理運営体制など）については、研修制度が充実していることや、環境への取組は評価できる。

### イ 北九州市東部地区スポーツ施設活性化共同事業体

- ・指定管理者としての適性については、施設の設置目的が「スポーツの普及を図ること」であるが、提案は「健康づくり」が第一義になっていた。ただ、集客施設での実績があることについては評価できる。
- ・有効性（施設設置目的の達成）については、施設巡回やアンケートなど、独自の事前調査を踏まえ、適切な提案が行われている。
- ・効率性（指定管理料及び収入）については、市の要求水準は満たしているが、自主事業収入については、5年間同じ金額をあげており、少しでも努力をして収入を上げていこうという意欲を持ち、努力をすべきだと感じた。
- ・適正性（管理運営体制）については、企画・広報を担当する構成員の責任分担が10%であり、共同事業体としての体制に疑問が残った。

### ウ コナミスポーツ&ライフ日本管財共同事業体

- ・指定管理者としての適性については、理念・基本方針作成にあたり、第三者を入れた形でマーケット分析をしている。構成員の役割分担も明確であり、また、安定的な経営・人的基盤等について評価できる。
- ・有効性（施設設置目的の達成）については、「スポーツの普及及び振興」という施設の設置目的の達成をきちんと具体的に提案している。また、新しい事業を良く考えており、挑戦する姿勢が感じられた。
- ・効率性（指定管理料及び収入）については、市としての要求水準はみだし、特に問題はないと考える。
- ・適正性（管理運営体制）については、研修制度が充実していることや、環境への取組は評価できる。職員の表彰制度等、職場環境改善において、他にない取り組みがあり、また、地域に対する連携の取り組みの評価が高い。

## (3) 検討会における検討結果

官公需適格組合西日本ビルメンテナンス協同組合・シンコースポーツ共同事業

体は意欲を感じたが、構成員の役割の明確化について疑義が残った。また、北九州の地域特性を活かした提案が欲しかった。地元企業が集まって地元の施設を運営するというのは、最も理想的な形であると思うので、改善して、また、挑戦して欲しい。

東部地区スポーツ施設活性化共同事業体は、事前に施設を巡回し、独自のアンケートを行うなど意欲が感じられた。しかし、施設の設置目的がスポーツの普及及び振興を図るものであるのに対し、「健康づくり」が第一義になっているところに疑義を感じた。

コナミスポーツ&ライフ日本管財共同事業体は、構成員の役割分担が明確であった。また、「スポーツの普及及び振興」という施設の設置目的に沿った具体的な提案がなされていた。研修制度も充実しているのも特徴的であった。指定管理者として最も相応しいと考える。

## 7 選定結果

市は、検討会の検討結果を参考に、コナミスポーツ&ライフ日本管財共同事業体を指定管理者候補に選定しました。

### (1) 選定された団体の主な提案内容

別紙「提案概要」のとおり

### (2) 市における主な選定理由

- ・施設の設置目的をよく理解し、指定管理業務を行うにあたり十分な財政基盤・人的基盤を有しており、安定した管理運営が期待できる。
- ・スポーツ振興や利用者の満足度の向上に資する取り組みがしっかり提案され、地元球団関係団体による野球教室や稼働率の低い施設を活用したトレーニングプログラムなど、新たな取り組みも見られる。
- ・収支計画についても、市の要求水準を満たしている。
- ・管理運営体制もしっかりしており、安全・危機管理体制も万全である。組織内役割分担が明確であり、また、地域との連携についても積極性が見られ、地域との協働による事業展開が十分見込まれる。

## 8 提案額

310,670千円